

新聞インマ帳

ぶらり瓢箪

昨年十二月の毎日と朝日は一〇番通
報は全国平均にするは何れに一回あると報
じていた。へ何れの数値はたれたところ
が毎日によるとそれより重要なことを報
じている。赤電話から通報しても警察の
応答はすぐ切れて無音になることがある。
こういう赤電話は店の人に云ってカギで通
じるときにそんな時間は無い。不便だし。
朝日はこの事は一行も書かず興味本位で
何れに一回とはどういうことか。質問した
いくらいだ。これでは「投石が朝日か」と
いう看板どころでは無い。

※ ※ ※

一月五日付の朝日と読売の社会面にひき
逃げの記事が出ていた。倒れていたのは警

官。読売は大きな見出しで書き、朝日はコ
マ切れ記事であった。読売でも労務者ゼー
市民が倒れていたら大きな記事にするのか
と、ひかみたい。

いづれにしても各社とも一人ぐらいの交
通事故は死亡でも面倒くさそうに小さいコ
マ切れ記事が多い。三木首相がなぐられて
コスが出来たときは第一面のトッポ記事で
あった。首相のコスと一市民の命とどちら
が大切かと云いたい。へ首相はたまにはな
ぐられる方がよい。政治のゲンコツ。政治
の投石。

※ ※ ※

各社とも年末の朝刊は夕刊のよつにペー
ジ数が少なかった。それでも売値は同じで
紙代の差額が多くなる。ところが元日の新

印は一丁だけや、インジが多いたためか各社共
通で七の円なり。(一社売り)サンケイと
毎日二十円を便上げ。朝日と読売は一〇
円の便上げ。新聞は紙で大もつけしている。

一審支持、府は五十万払え

警官の暴行で大阪高裁

大阪・西成署に酔っ払いとして保護留置
された際、警官から暴行を受けてる、鼻に
ヒビが入るケが重たしとして、レスト
ランのコンクが大阪府(府警)を相手取り、
百万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判
決が七日、大阪高等民事十一部であり、村
瀬泰三裁判長は「警官が程度を超えた暴
力を行使した」として二十万円の支払いを
命じた一審判決を支持、府側の控訴を棄却
した。

判決を受けたのは大阪市都島区高倉町三
の六、夜間自衛隊さん(三三三)。

新屋かー。
漱石は云う。「元日の新聞ぐらいタダで
まよいし」

判決によると、四十六年五月、西成区の
あいらん地区で、労働者と手配師が就労を
めぐってトラブルを起したのが発端にな
り、仲介しようとした警官に労働者が反発、
同月二十五日から連続六日、千一千六百
人が毎晩西成署の周囲に集まり、パトカー
に放火する騒ぎになった。

松岡さんは同月三十日夜、酒を飲んで同
署前に行き「やっ、てまえ」と大声をあげた
ところ、署員四人が両腕とベルトをつかん
で松岡さんを署に連行、翌早朝まで署内の
保護センターにぬいていきとして保護留置
した。連行の際、拒否した松岡さんと警官
が暴行を加え、松岡さんはずつ、署二本にヒ
ビが入ったほか、顔や腕にも打撲痕を多
一ヶ月半のケが。(七九年三月八日毎日新聞)

労災を甘くみて乞食に

よいど水
天使

今年になって二ヶ月半の間に二度の
労災事故を体験してこま、た。人天生活
四年で小さなケがはちよこちよこや、た
が、四〇日余りも休まなければならなかつ
たのは初めてである。ワシの場合、マブレ
認定用の手帳をなくしたままほってあった
ので、たちまち生活に困った。

最初の一日位でなれると思っていた傷が
実は骨折をとまな、ていて四〇日余り労不
能であった。小さなケかといえども素人判
断で治療期間を予想するものではない。そ
の頃は軽く思、ていても以外に長びく事が
あるものだ。

二回目の労災というのを、バラシ作業を
や、ていて二メートル程墜落した際に、胸
のあばら骨を板の角に強打した。その場合は

痛み止めに半時間程板になって寝ていて、
仕事はできぬが帰る事はできる様になつて
帰った。翌日から、骨にひびがはいったの
が痛くて身動きとれぬ。金はないわ、身動
きならぬ、役所へ行けばケンもホロロにあ
つかられるで、今の所ふんだりけったりと
いうやつである。

労災事故というとオヤジは露骨にいやな
願する。結局、雀の涙程の示談金で事をあ
さめようとす。いずれにせよ労災等なく
したい。

ワシの場合も、四年のアンコ生活で見聞
きた事のない事故であったが、こんな事
故例がよ、たと事前に注意を令けるか、事
前にエライさんから注意を受けていれば防
げた事故だと思、ている。一つ間違えれば命

のない仕事だけに、その辺をもっと徹底させて
マアキだと思つた。

アンコの生活の知恵としては、労災は必
ず医師の診断書をもらひ、示談という形で
オマジに女めこまれないようにしたい。又、
できるだけ元請に謄を持ち込んで、現金で
ごまかされないようにしたい。早めにセン
ター労災係に書類をもらつて手続きをして
おかわばならない。そうでないとおなたは、
労災にあいなからルンペンをしなくてはな
らない。私がそのよい見本だ。

ルンペン日記

ルンペン。又の名を乞食というのを十日
余りやった。人間食えんとなつたらなんで
そやるもんだ。盛場の存続あたりから盛場
のろそなえもの探し、酒はピンクキャバレ
ー等の残りビールの拜儀等、ケがさして働
けないにしても歩き回れば食える事を発
見した。寒い時期だったので青カンがこた

残業は二割五分増以上を!

それ以下では働かないの一言を

私は何處か人天出の仕事を引いた事が
あります。その程度、働得がいかないのは
残業代の事です。

先日福井への出張仕事で六千五百円で
行く事になったのですが、話をよく聞いて
みると、毎日二時間の残業があるとの事だ
です。

私は二時間の残業をいいでしよう。大い
に金になりますし。だが、その二時間の残
業の二時間当りの賃金を聞いてみたところ、
なんと、一分六厘五十円との事。

六千五百円の単純の一時間当りの賃金は
八百円少々、労基法に定められた二割五分
増では何んと千円少々の賃金になります。
単純に割り出した一時間の賃金にも似た

えた。朝、起きると顔を唇も裏白になつて
いる。やはり青カンは体によくない。

しぼづく乞食をやっていろと歌舞伎座ヤ
相撲をやっていろと体育館など、大量に良貨
の工サのである穴場がある事も知つた。

しかし、なんともみじめである。ケガし
ていても出来る軽作業というものを色々考
えた。ガードマン、サンドイツチマン、夜
店の売子、コッパ祭の指詰、パチンコ屋の
店員等々、いずれも小づかいみたいにおい
賃金だ。

いまはセンターから労災の立替金一日二
千円もらつていろが、これで一日二十四時
間暮らすというのは、しんどいというより
味けなく苦痛である。あなたなら一日二千
円の生活をどうすごさうか。

違法かもしれないが軽作業のアルバイト
をやるなり、アブレ手帳でアブレ賃をもら
うなり、手帳が変になつてくる。毎日毎日の管
アブレ賃の再交付は早く受けとけ
はよかつたと思つた。

なれ六百五十円とは、なんとも思ふこと
残業代の事か。私に何れ、福井行を取りや
めました。

ここに私は、心配師友人天出の盛場な
らびに指導する立場にあるセンターに望み
たい。割増し賃金の支払いに代り、賃金
換算表を窓口に張り出すだけでなく、そつ
と強い形での指導を徹底される事を

出良 信志 ミツオ

労基法第三十七条 使用者が、第三十三
条もしくは前条の規定によつて労働時間を
長く、若しくは休日労働させた場合は、
午後十時から午前五時(一)までの前
に於いて労働させた場合は、二割五分
増又はその日の労働について、二割五分
増の時間又は労働日の賃金の計算上の二割
五分以上の率で計算した割増賃金を支払わ
なければならぬ。